

愛川町猫・不妊・去勢手術費助成制度が変わります！

町では、「飼い主の居ない猫」による被害の防止を図るため、生息状況や不妊・去勢手術の状況を把握しやすくするため、令和3年10月1日より、「飼い主の居ない猫」を補助対象にすることといたしました。制度概要は次のとおりです。

○ 飼い猫に対する助成

1. 不妊・去勢手術の実施

2. 申請書の提出(第2号様式)

手術を実施し、手術費を支払ったことを証明する書類(領収書等)を添付。

2. 申請書の提出(第2号様式)



○ 飼い主のいない猫に対する助成

1. 実施計画書の提出(第1号様式)

内容を確認したうえで、手術実施可能頭数をご連絡します。

2. 不妊・去勢手術の実施

3. 実施報告書(第3号様式)

申請書の提出(第2号様式)

・手術前・手術後の猫の全身写真
(耳カットを実施した場合は、耳の状態が確認できるよう撮影をしてください。)
・手術を実施し、手術費を支払ったことを証明する書類(領収書等)を添付。

書類の審査を行った後、助成の可否を決定し、通知します。

☎問い合わせ☎

環境経済部環境課 環境対策班

電話：046-285-6947 (直通) mail：kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp